

大分県報

令和元年
九月三十日
号外（三五）

（月曜日）

目次

規則

大分県税条例施行規則等の一部改正……………

規則

大分県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十五号

大分県税条例施行規則等の一部を改正する規則

（大分県税条例施行規則の一部改正）

第一条 大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の四」を「第三十四条」に、

「第六節 自動車取得税（第三十一条―第三十四条）」

第六節の二 軽油引取税（第三十五条―第三十六条の二）

第七節 自動車税（第三十七条―第三十九条）

第三十五条―第三十六条の二）

第三十七条―第三十九条の四）に改める。

第四条第一項第一号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税、自動車取得税、法第五十条第一項の規定により課する自動車税」を「自動車税の環境性能制、法第七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割」に改める。

第七条第二号の二中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に改め、同条第三号の二及

び第四号の四中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に改め、同条第六号中「自動車税以外の税目用」を「自動車税種別割以外の税目用」に改め、同条第六号の二中「自動車税督促状」を「自動車税種別割督促状」に改め、同条第十九号の二中「自動車税に係る第二次納税義務者の納付義務の免除申告書」を「自動車税種別割に係る第二次納税義務者の納付義務の免除申告書」に改める。

第二十七条の二各号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税又は地方法人特別税」に改める。

第二章第六節の節名を削る。

第三十一条から第三十四条までを次のように改める。

第三十一条から第三十四条まで 削除

第二章第六節の二を同章第六節とする。

第三十九条中「第三十七条の三第四号」を「第三十七条第二号イ」に改め、同条を第三十九条の四とする。

第三十七条の三及び第三十八条を削る。

第三十七条の二の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第五十三条の三第一項」を「第六十条の十五第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第三十九条の三とする。

第三十七条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項本文中「第五十三条の二第一項」を「第六十条の十四第一項」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「自動車税の」を「種別割の」に改め、同項ただし書中「第四百五十四条」を「第四百六十三條の二十三」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同項第一号中「自動車税」を「種別割」に、「第二十二條の七第一項及び第二項」を「第二十二條の七第一項及び第二十二條の七の二第三項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 条例附則第二十二條の七の二第一項の表中第一項第四号の項及び第一項第五号ハの項並びに条例附則第二十二條の七の二第三項の適用を受けるもの 五万七千七百円

第三十七条の二第一項第一号口中「及び第二項」を削り、同項第二号中「自動車税」を「種別割」に、「第二項」を「第二十二條の七の二第三項」に改め、同条第二項中「第三十三條」を「第三十八條の五」に改め、同条を第三十九條の二とする。

第三十七條の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第五十三條第一項第五号」を「第六十條の十三第一項第五号」に改め、同条を第三十九條とする。

第二章第七節中第三十九條の前に次の九條を加える。

（自動車税に係る文書の様式）

第三十七条 自動車税に係る次の各号に掲げる文書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 環境性能割

イ 自動車税環境性能割修正申告書

第五十七号様式の三の十

ロ 自動車税環境性能割決 更正 定通知書兼納付通知書 加算金決定

第五十七号様式の三の十一

ハ 自動車税環境性能割徴収猶予申請書

第五十七号様式の三の十二

ニ 自動車税環境性能割還付申請書

第五十七号様式の三の十三

ホ 自動車税環境性能割減免申請書

第五十七号様式の三の十四

ヘ 自動車税環境性能割減免 承認 不承認 通知書

第五十七号様式の三の十五

二 種別割

イ 自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

第五十七号様式の四、第五十七号様式の四の二又は第五十七号様式の四の三

ロ 自動車税種別割免除申請書

第五十七号様式の五

ハ 自動車税種別割減免申請書

第五十七号様式の三の十四

ニ 自動車税種別割減免 承認 不承認 通知書

第五十七号様式の三の十五

ホ 自動車税種別割の減免対象バスの認定兼減免申請書

第五十七号様式の五の三

ヘ 自動車税種別割中古商品車減免申請書

第五十七号様式の五の四

ト 自動車税種別割通学用バス減免申請書

第五十七号様式の五の五

チ 自動車税種別割賦課決定通知書

第五十七号様式の六

リ 自動車税種別割減免取消通知書

第五十七号様式の七

（自動車税の納税済印）

第三十七条の二 条例第六十条第三項後段又は条例第六十条の九第二項後段の納税済印は、第五十七号様式の八による。

2 事務所の金銭出納員が条例第六十条第三項前段又は条例第六十条の九第二項前段の現金を領収する場合には、前項の規定にかかわらず、第二十九号様式の領収印を条例第六十条第三項後段又は条例第六十条の九第二項後段の納税済印とみなす。
（公的医療機関に係る環境性能割の減免）

第三十八条 条例第六十条の五第一項第一号の規定に該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得に係る環境性能割額の全額を免除する。
（身体障害者等に係る環境性能割の減免）

第三十八条の二 条例第六十条の五第一項第二号の規定に該当する自動車の取得に対しては、自家用の自動車の取得に限り、当該自動車の取得に係る環境性能割額のうち次に掲げる額のいずれか少ない額を減免する。ただし、法第四百六十三条の二十三の規定による市町村の条例の定めるところにより当該減免の対象となる条例第六十条の五第一項第二号に規定する身体障害者等（以下「身体障害者等」という。）のための軽自動車に係る軽自動車税の種別割が減免されている場合（当該軽自動車に係る軽自動車届出済証の記載事項が変更された場合（当該軽自動車が譲渡された場合に限り。）又は返納された場合を除く。）は、この限りでない。

一 当該自動車の取得に係る環境性能割の額
二 二百五十万円に障害を有する者が運転するため又は当該者の利用に供するための当該自動車に係る特別の仕様による製造又は装置の変更を要した金額を加算した額に当該自動車の取得に対して課すべき環境性能割の税率を乗じて得た額

2 前項の規定により身体障害者等のための環境性能割の減免を受けた場合又は法第四百六十一条の規定による市町村の条例の定めるところにより当該減免の対象となる身体障害者等のための軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割が減免されている場合において、当該減免に係る自動車を所有しているときにあつては、その間、当該減免に係る自動車を所有しなくなつたときにあつてはその取得の日から一年（当該自動車の取得が最初の道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七条の規定による登録又は最初の同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）に係るものである場合にあつては二年）以内に行つた当該身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る環境性能割は、減免しない。ただし、新たな自動車の取得が次に掲げる取得である場合は、この限りでない。

一 道路運送車両法第十五条第一項の規定に基づく永久抹消登録がされた自動車に代わる自動車の取得
二 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受け、又は盗難にかつた自動車に代わる自動車の取得
三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める自動車の取得
（身体障害者の範囲）

第三十八条の三 条例第六十条の五第一項第二号に規定する規則で定める身体に障害を有

し、歩行が困難な者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの（条例第六十条の五第一項第二号に規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合又は条例第六十条の十四第一項の規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合）にあつては、障害の程度が下肢不自由について四級から六級までの各級に該当する者（他の障害を重複する場合は身体障害者手帳の等級が一級又は二級に該当する者を除く。）を除く。）

| 障害の区分 | | 障害の級別 | |
|-------------------------|----------------------------|-------------|-------------|
| 視覚障害 | 一級から三級までの各級及び四級の | 一級及び三級 | 一級及び四級の |
| 聴覚障害 | 二級及び三級 | 二級及び三級 | |
| 平衡機能障害 | 三級 | 三級 | |
| 音声機能障害 | 三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） | 三級 | |
| 上肢不自由 | 一級及び二級 | 一級及び二級 | |
| 下肢不自由 | 一級から六級までの各級 | 一級から六級までの各級 | |
| 体幹不自由 | 一級から三級までの各級及び五級 | 一級から三級までの各級 | 一級及び五級の |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 移動機能 | 移動機能 | 一級から六級までの各級 |
| 心臓機能障害 | 一級及び三級 | 一級及び三級 | |
| 腎臓機能障害 | 一級及び三級 | 一級及び三級 | |
| 呼吸器機能障害 | 一級及び三級 | 一級及び三級 | |

令和元年九月三十日

ぼうこう又は直腸の機能障害
一級及び三級

小腸の機能障害
一級及び三級

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
一級から三級までの各級

肝臓機能障害
一級から三級までの各級

二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条第一項及び第二項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に規定する重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの（条例第六十条の五第一項第二号に規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する自動車について同号の規定の適用を受けようとする場合）又は条例第六十条の十四第一項に規定する生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する自動車について同項の規定の適用を受けようとする場合）にあつては、障害の程度が下肢不自由について第四項症から第六項症までの各級及び第六項症並びに第一款症までの各級に該当する者並びに体幹不自由について第五項症及び第六項症並びに第一款症から第三款症までの各級に該当する者を除く。）

| 障害の区分 | | 重度障害の程度又は障害の程度 | |
|--------|---|----------------------------------|--|
| 視覚障害 | 特別項症から第四項症までの各級 | 特別項症から第四項症までの各級 | |
| 聴覚障害 | 特別項症から第四項症までの各級 | 特別項症から第四項症までの各級 | |
| 平衡機能障害 | 特別項症から第四項症までの各級 | 特別項症から第四項症までの各級 | |
| 音声機能障害 | 特別項症から第二項症までの各級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。） | 特別項症から第二項症までの各級 | |
| 上肢不自由 | 特別項症から第三項症までの各級 | 特別項症から第三項症までの各級 | |
| 下肢不自由 | 特別項症から第六項症までの各級及び第一款症から第三款症までの各級 | 特別項症から第六項症までの各級及び第一款症から第三款症までの各級 | |
| 体幹不自由 | 特別項症から第六項症までの各級及び第一款症から第三款症までの各級 | 特別項症から第六項症までの各級及び第一款症から第三款症までの各級 | |
| 心臓機能障害 | 特別項症から第三項症までの各級 | 特別項症から第三項症までの各級 | |
| 腎臓機能障害 | 特別項症から第三項症までの各級 | 特別項症から第三項症までの各級 | |

大分県報号外（規則）

三

| | |
|---------------|------------------|
| 呼吸器機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 小腸の機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 肝臓機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |

(精神障害者の範囲)

第三十八條の四 条例第六十條の五第一項第二号に規定する規則で定める精神に障害を有し、歩行が困難な者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度がA1又はA2と判定されたもの
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五條の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）第六條第三項に規定する一級の障害を有するもの
- 三 身体障害者等の環境性能割の減免申請に係る書類

第三十八條の五 条例第六十條の五第三項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 身体障害者福祉法第十五條の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法第四條の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）
- 二 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五條の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳

(条例附則第二十二條の六の四に規定する規則で定める路線)

第三十八條の六 条例附則第二十二條の六の四に規定する規則で定める路線は、バス路線維持のため県が交付する車両購入に係る補助を受けて取得するバスを運行の用に供する路線とする。

(環境性能割交付金に係る資料の提出)

第三十八條の七 市町村長は、環境性能割額の交付額の算定に用いる資料を毎年度七月三十一日までに第五十七号様式の九により知事に提出しなければならない。

第四号様式の二(その一)中「自動車税納付書兼領収済通知書」を「自動車税種別割納付書兼領収済通知書」に、「自動車税原符」を「自動車税種別割原符」に、「自動車税領収証書」を「自動車税種別割領収証書」に改め、同様式(その二)中「自動車税納付書・

領収証書」を「自動車税種別割納付書・領収証書」に、「自動車税原符」を「自動車税種別割原符」に、「自動車税領収済通知書」を「自動車税種別割領収済通知書」に改める。

第五号様式の二(表)中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に、「第145条」を「第146条」に、「第52条」を「第53条」に改める。

第六号様式の四中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に、「145条」を「第146条」に、「第52条」を「第53条」に、「自動車税納付書兼領収済通知書」を「自動車税種別割納付書兼領収済通知書」に、「自動車税原符」を「自動車税種別割原符」に、「自動車税領収証書」を「自動車税種別割領収証書」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に、「自動車税に」と「自動車税種別割に」に改め、同様式の別紙中「自動車税納税通知書内訳書」を「自動車税種別割納税通知書内訳書」に改める。

第八号様式(表)中「本税消滅年月日」を「本税完納年月日」に、「おります」を「はいす」に改める。

第八号様式の二(表)中「自動車税督促状」を「自動車税種別割督促状」に、「自動車税が」を「自動車税種別割が」に、「自動車税納付書兼領収済通知書」を「自動車税種別割納付書兼領収済通知書」に、「自動車税原符」を「自動車税種別割原符」に、「自動車税領収証書」を「自動車税種別割領収証書」に改める。

第十号様式、第十号様式の二、第十二号様式、第十三号様式の二及び第十三号様式の三の備考中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第十三号様式の四中「昭和」を削る。

第十六号様式の備考中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第十七号様式中「自動車税に係る第二次納税義務者の納付義務の免除申告書」を「自動車税種別割に係る第二次納税義務者の納付義務の免除申告書」に改める。

第十八号様式の備考中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第十九号様式中「昭和」を削り、「大分県 何 県税事務所長」を「大分県 県税事務所長」に改める。

第二十号様式、第二十号様式の二、第二十二号様式から第二十三号様式の二の三まで及び第二十三号様式の三から第二十三号様式の五までの備考中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第二十六号様式(その一)(裏)を次のように改める。

(裏)

<注意事項>

◎ 還付金の受領

「差引支払額」欄に金額の記載のあるものは、別紙支払通知書を持参の上、所定の支払店で当該金額を受領してください。

◎ 委託納付

「税目」欄に「事別」と記載されているものは、法人事業税と特別法人事業税を併せて記載しています。

特別法人事業税については、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第8条若しくは第9条の規定により併せて賦課され若しくは申告された特別法人事業税及び法人事業税(以下「特別法人事業税等」という。)に係る還付金若しくは過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。以下「還付金等」という。)がある場合で、納付すべきこととなっている県税等(特別法人事業税等を含む。)があるとき又は県税等に係る還付金等(特別法人事業税等に係る還付金等を除く。)がある場合で、納付すべきこととなっている特別法人事業税等があるときは、同法第14条第2項又は第3項の規定により、知事に対し、これらの還付金等によりこれらの納付すべきこととなっている特別法人事業税等又はその他の県税等を納付することを委託したものとみなされます。

また、「税目」欄に「事特」と記載されているものは、法人事業税と地方法人特別税を併せて記載しています。

地方法人特別税については、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第10条若しくは第11条の規定により併せて賦課され若しくは申告された地方法人特別税及び法人事業税(以下「特別税等」という。)に係る還付金若しくは過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。以下「還付金等」という。)がある場合で、納付すべきこととなっている県税等(特別税等を含む。)があるとき又は県税等に係る還付金等(特別税等に係る還付金等を除く。)がある場合で、納付すべきこととなっている特別税等があるときは、同法第16条第2項又は第3項の規定により、知事に対し、これらの還付金等によりこれらの納付すべきこととなっている特別税等又はその他の県税等を納付することを委託したものとみなされます。

◎ 審査請求等

この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十六号様式(その二)(表)中「自動車取得税」「自動車税」「環境性能割」を「自動車税及び自動車取得税」「自動車税種別割及び自動車税環境性能割」に改め、同様式(その二)(裏)を次のように改める。

(裏)

<注意事項>

◎ 還付金の受領

「差引支払額」欄に金額の記載のあるものは、別紙支払通知書を持参の上、所定の支払店で当該金額を受領してください。県税事務所での受領はできません。

◎ 住所・氏名を変更した場合

支払通知書記載の住所、氏名が正当な受取人であることを証する書面と異なる場合は、異動が確認できる書類(個人の場合は戸籍抄本、住民票等、法人の場合は商業登記簿謄本の写し)を持参してください。

◎ 受取人が死亡している場合

正当な受取人が死亡している場合は、当県税事務所まで連絡してください。

◎ 口座振込みを希望の場合

指定の支払店で受領が困難な場合は、振込みを希望する金融機関の本・支店(出張所)名を下記に記入のうえ、送付された書類を全て当県税事務所まで返送してください。なお、振込先口座は納税義務者本人名義の口座に限ります。

| | |
|------------|---------|
| フリガナ | |
| 口座名義人氏名 | |
| 電話番号 | () — |
| 金融機関名 | |
| 本・支店(出張所)名 | |
| 口座番号 | (当座・普通) |

※ 口座名義人は納税者本人に限ります。

◎ 委託納付

その他の税目への充当又は委託納付額内訳の「税目」欄に「事別」と記載されているものは、法人事業税と特別法人事業税を併せて記載しています。

特別法人事業税については、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第8条又は第9条の規定により併せて賦課され又は申告された特別法人事業税及び法人事業税(以下「特別法人事業税等」という。)で納付すべきこととなっているものがある場合は、同法第14条第2項又は第3項の規定により、知事に対し、自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る過誤納金(還付加算金を含む。)により納付すべきこととなっている特別法人事業税等を納付することを委託したものとみなされます。

その他の税目への充当又は委託納付額内訳の「税目」欄に「事特」と記載されているものは、法人事業税と地方法人特別税を併せて記載しています。

地方法人特別税については、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第10条又は第11条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人事業税(以下「特別税等」という。)で納付すべきこととなっているものがある場合は、同法第16条第3項の規定により、知事に対し、自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る過誤納金(還付加算金を含む。)により納付すべきこととなっている特別税等を納付することを委託したものとみなされます。

◎ 審査請求等

この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(審査請求書は正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十八号様式中「~~ホ~~」を削る。

第二十八号様式の二中「自動車税種別割領収証書」を「自動車税種別割領収証書」に、「自動車税領収証書」を「自動車税種別割領収証書」に改める。

第三十一号様式から第三十二号様式までの備考中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

第三十三号様式中「~~ヨ~~」を削る。

第三十四号様式、第三十五号様式から第三十七号様式の二まで及び第三十八号様式の備考中「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第三十九号様式中「~~ヨ~~」を削る。

第四十一号様式、第四十一号様式の二、第四十一号様式の五から第四十一号様式の八まで及び第四十二号様式から第四十三号様式の三までの備考中「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第四十三号様式の四から第四十三号様式の六までの規定中「~~ヨ~~」を削る。

第四十四号様式から第四十四号様式の四までの備考中「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第四十四号様式の五中「~~ヨ~~」を削り、「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第四十四号様式の六中「~~ヨ~~」を削り、「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第四十四号様式の七中「~~ヨ~~」を削り、「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に、「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第四十四号様式の八中「~~ヨ~~」を削り、「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に、「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第四十四号様式の九中「~~ヨ~~」を削り、「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第四十四号様式の十中「~~ヨ~~」を削り、「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に、「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第四十四号様式の十一及び第四十四号様式の十二中「~~ヨ~~」を削る。

第四十四号様式の二十五及び第四十四号様式の二十九から第四十四号様式の三十二までの備考中「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第四十五号様式の二中「~~ヨ~~」を削る。

第四十六号様式、第四十六号様式の二及び第四十七号様式の二の備考中「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

第四十九号様式中「~~ヨ~~」を削る。

第四十九号様式の二及び第四十九号様式の四中「~~ヨ~~」を削り、「~~ヨ~~」を「~~ヨ~~」に改める。

「~~ヨ~~」に改める。

第五十号様式の三及び第五十号様式の四中「（~~ヨ~~を令び。）」を削る。
第五十一号様式の三を次のように改める。

第51号様式の3 (第24条、第27条の2関係)

法人県民税更正 通知書兼納付通知書
特別法人事業税又は地方法人特別税 加算金決定

管理番号

第 号
年 月 日
大分県大分県税事務所長 印

次のとおり、更正・決定したので通知します。この通知書による不足税額及び加算金並びに延滞金は、指定納期限までに納付してください。

| 事業年度 | 年 月 日から | 年 月 日まで | 指定納期限 | 年 月 日 | |
|--|---|---|--|-------------|-----------------------|
| 法人県民税 | | 特別法人事業税又は地方法人特別税 | | | |
| 区 分 | | 区 分 | | | |
| (単位:円) | | (単位:円) | | | |
| 課税標準の総額 | 1 | 課税標準 | 基準法人所得割額 | 43 | |
| 本県分の課税標準額 | 2 | | 基準法人収入割額 | 44 | |
| 法人税割額 (税率 %) | 3 | 税 額 | 43に対する税額 (税率 %) | 45 | |
| 道府県民税の特定寄附金税額控除額 | 4 | | 44に対する税額 (税率 %) | 46 | |
| 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 | 5 | | | | |
| 外国の法人税等の額の控除額 | 6 | | 合計 | 45+46 47 | |
| 仮装経理に基づく法人税割額の控除額又は清算中の事業年度に係る予納額 | 7 | | 仮装経理に基づく特別法人事業税額若しくは地方法人特別税額の控除額又は清算中の事業年度に係る予納額 | 48 | |
| 利子割額の控除額 | 8 | | 租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 | 49 | |
| 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 | 9 | | 計 | 47-48-49 50 | |
| 既還付請求利子割が過大である場合の納付額 | 10 | 既納付確定額 | 51 | | |
| 差引税割額 (3-4-5-6-7-8-9+10) | 11 | 差引過不足額 (50-51) | 52 | | |
| 均等割額 (× /12) | 12 | 加 算 金 | | | |
| 計 11+12 | 13 | 区 分 | 対応税額 円 (法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税) | 税率 % | 加算金額 円 |
| 既納付確定額 | 14 | 加算金 | | | |
| 差引過不足額 (13-14) | 15 | 53 | | | |
| 法人事業税 | | 課 額 | | | |
| 区 分 | | 区 分 | | | |
| (単位:円) | | (単位:円) | | | |
| 課 額 | 所得又は清算所得の金額 | 16 | (53の内訳) 円 | 法人事業税分 () | 特別法人事業税又は地方法人特別税分 () |
| | 付加価値額 | 17 | 重加算金 | 54 | |
| | 資本金等の額 | 18 | (54の内訳) 円 | 法人事業税分 () | 特別法人事業税又は地方法人特別税分 () |
| | 収入金額 | 19 | 合計加算金額 円 | 53+54 55 | |
| | 年400万円以下の所得金額 | 20 | 既納付確定額 円 | 56 | |
| | 年400万円を超え800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得・清算所得 | 21 | 差引過不足額 (55-56) | 57 | |
| | 年800万円を超える所得金額 | 22 | 更 正 決 定 の 要 旨 | | |
| 合計 20+21+22 | 23 | 指 定 納 期 限 ま で の 延 滞 金 | | | |
| 比例税率適用分又は清算所得金額 | 24 | 区 分 | | | |
| 付加価値額 | 25 | (単位:円) | | | |
| 資本金等の額 | 26 | 法人県民税 | 58 | | |
| 収入金額 | 27 | 法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 | 59 | | |
| 20に対する税額 (税率 %) | 28 | 利 子 割 還 付 に 関 す る 事 項 | | | |
| 21に対する税額 (税率 %) | 29 | 利子割還付額 円 | 60 | | |
| 22に対する税額 (税率 %) | 30 | 注 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通を、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。)。 なお、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | | |
| 24に対する税額 (税率 %) | 31 | | | | |
| 25に対する税額 (税率 %) | 32 | | | | |
| 26に対する税額 (税率 %) | 33 | | | | |
| 27に対する税額 (税率 %) | 34 | | | | |
| 合計 28+29+30+31+32+33+34 | 35 | | | | |
| 事業税の特定寄附金税額控除額 | 36 | | | | |
| 仮装経理に基づく事業税額の控除額又は清算中の事業年度に係る予納額 | 37 | | | | |
| 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 | 38 | | | | |
| 条例に基づく課税免除等の税額控除額 | 39 | | | | |
| 計 35-36-37-38-39 | 40 | | | | |
| 既納付確定額 | 41 | | | | |
| 差引過不足額 (40-41) | 42 | | | | |

令和元年九月三十日

大分県報号外(規則)

第57号様式の3の10（第37条関係）

大分県大分県税事務所長 殿

自動車税環境性能割修正申告書

年 月 日

| | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|--|-----------------|--|----------------|--|--------------|--|
| 納税義務者 | 住所又は所在地 | | 主たる定置場 | | 種別及び用途 | | 登録番号又は標識番号 | |
| | 氏名又は名称 | | Ⓔ | | 車名 車台番号 | | 定員 ()人 | |
| 旧納税義務者 | 住所又は所在地 | | 型式 | | 車両重量 | | 積載量 | |
| | 氏名又は名称 | | 類別区分番号 | | 車両総重量 | | 総排気量 定格出力 | |
| 自動車税環境性能割額 | | | 燃料 | | kg | | 1 kw | |
| 通常の取得価額 | | | 円(イ) | | 課税標準額 (ニ)又は(ホ) | | 円(ヘ) | |
| 加算される付加物(エアコン、ステレオ他)及び改造費の額 | | | 円(ロ) | | 税額 (ヘ) × / 100 | | 円(ニ) | |
| 自動車税環境性能割の対象とならない部分の価額 | | | 円(ハ) | | 既に納付の確定している税額 | | 円(ト) | |
| (イ)+(ロ)-(ハ) | | | 円(ニ) | | 課税標準の特例措置の適用 | | 円(チ) | |
| 1 受ける(ニ)-(控除額) 円(ホ) | | | ①エネルギー消費効率 kw/1 | | この申告により納付する税額 | | (ト)-(チ) 円 | |
| 2 受けない | | | ②変速装置 ③構造 | | *②③は貨物自動車のみ記載 | | | |

登録(届出)日 年 月 日
 取得年月日 年 月 日
 この修正申告に係る最初の申告年月日 年 月 日

第57号様式の3の11 (第37条関係)

自動車税環境性能割 更正
 決定 通知書兼納付通知書
 加算金決定

第 号
 年 月 日

住(居)所
 氏名(名称) 殿

大分県大分県税事務所長 印

年 月 日取得した自動車に係る自動車税環境性能割を、下記のとおり 更正
 決定
 したので通知します。

この通知書による不足税額及び加算金並びに延滞金は、年 月 日までに、
 大分銀行、県収納代理金融機関又は県税事務所にて別紙納付書によって納付してください。

| | | | |
|------|--|-------|--|
| 登録番号 | | 取得年月日 | |
|------|--|-------|--|

| 区 分 | 申告 修正申告 更正 決定 による額 | 調 査 額 | 差 引 過 不 足 額 |
|----------------------------------|--------------------------------|----------|---------------------|
| 通常の取得価額 (イ) | 円 | 円 | / |
| 加算される付加物及び改 造費の額 (ロ) | 円 | 円 | / |
| 自動車税環境性能割の課税対 象とならない部分の価額 (ハ) | 円 | 円 | / |
| 差引課税標準額 (ニ) (イ)+(ロ)-(ハ) | 円 | 円 | / |
| 税 率 (ホ) | /100 | /100 | / |
| 税 額 (ニ)×(ホ) | (ヘ) 円 | (ト) 円 | (チ) 円 (ヘ)-(ト) |

| (更正、決定の理由) | 区 分 | 対 応 税 額 | 率 | 金 額 |
|---------------|-------------|---------|----------|----------------------|
| | 過少申告 加算金 | 円 | — 100 | (リ) 円 |
| | | 円 | — 100 | |
| | 不申告 加算金 | 円 | — 100 | (ヌ) 円 |
| | | 円 | — 100 | |
| | 重加算金 | 円 | — 100 | (ル) 円 |
| 納付すべき不足金額の合計額 | | | | (チ)+(リ)+(ヌ)+(ル) 円 |

令和元年九月三十日

大分県報号外(規則)

注 1 延滞金は、申告納付期限(申告納付期限の延長があつたときは、その延長された申告納付期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同条の割合)を乗じて計算してください。

なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第57号様式の3の13 (第37条関係)

| 自動車税環境性能割還付申請書 | | | |
|----------------------|-------------------------|--|--------------|
| 大分県大分県税事務所長 殿 | | 年 月 日 | |
| | | 住所又は所在地 氏名又は名称 印 | |
| | | 個人番号又は法人番号 (右詰で記載) | |
| 以下のとおり関係書類を添えて申請します。 | | | |
| 登録番号又は車両番号 | | 使用の本拠の位置 | |
| 車名 | | 乗車定員 | 人 |
| 型式 | | 最大積載量 | キログラム |
| 原動機の型式 | | 排気量 | リットル |
| 車台番号 | | 軸距 | メートル |
| 種別及び用途 | | 類別区分番号 | |
| 還付申請額 | | | 円 |
| 譲渡担保財産を取得した場合 | 譲渡担保設定年月日 | 債権消滅年月日 | 譲渡担保財産の移転年月日 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 譲渡担保設定者の住所(所在地)及び氏名(名称) | | |
| 販売業者等に返還する場合 | 取得年月日 | 返還年月日 | 返還事由 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| | 販売業者の住所(所在地)及び氏名(名称) | | |
| 備考 | | | |

- 注 1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
- 2 譲渡担保財産を取得した場合には、譲渡担保契約書の写し及び譲渡担保設定者に譲渡したことを証するに足る書類を添付してください。
- 3 販売業者に返還した場合には、条例第60条の4第1項に該当することを証するに足る書類を添付してください。

第57号様式の3の15（第37条関係）

様

自動車税 環境性能割 承認 通知書
種別割 減免 不承認

以下のとおり、自動車税 環境性能割 の減免を 承認した
種別割 減免を 承認しない
ので通知します。

なお、以下の減免の理由に該当しないこととなる場合に
該当するときは、速やかにその旨を申告してください。

年 月 日

大分県 県税事務所長 印

| | | | |
|-----------------------|----------|---------------------|---|
| 登 録 番 号 | | | |
| 自動車税環境性能割の減免税額 | 円 | | |
| 自動車税種別割の 減 免 の 内 容 | から まで | 自動車税種別割の 減 免 税 額 | 円 |
| 不承認の理由 | | | |

【減免の理由に該当しないこととなる場合】

- 1 減免の対象となつた自動車を譲渡した場合又は変更登録(使用者の変更)した場合
- 2 減免の対象となつた自動車を廃車したり盗難にあつたりした場合
- 3 身体障害者等でなくなつた場合(死亡を含む。)
- 4 減免の対象となつた自動車を運転する者が運転免許資格をなくした場合
- 5 身体障害者で満18歳未満の者と生計を一にする者が所有する自動車について減免を受けた場合に、その身体障害者が4月1日現在で満18歳になつたとき。
- 6 身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車について減免を受けている場合で、次に該当するとき。
 - (1) 専ら身体障害者等の通院、通学、通所又は生業のために運転される自動車でなくなつたとき。
 - (2) 自動車を運転する者が身体障害者等と生計を一にしなくなつたとき。
- 7 その他減免理由に該当しなくなつた場合

注 身体障害者等とは、身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいいます。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第五十七号様式の四から第五十七号様式の四の三までの範囲中「第37条の3」や「第37条」及び「自動車税納税証明書」や「自動車税種別割納税証明書」及び「自動車税に」や「自動車税種別割に」に於ける。

第五十七号様式の五中「第37条の3」や「第37条」及び「自動車税免除申請書」や「自動車税種別割免除申請書」及び「自動車税の」や「自動車税種別割の」に於ける。

第五十七号様式の五の三中「第37条の3」や「第37条」及び「自動車税の減免対象バスの認定兼減免申請書」や「自動車税種別割の減免対象バスの認定兼減免申請書」及び「第53条の3第2項」や「第60条の15第2項」及び「の自動車税」や「の自動車税種別割」及び「、自動車税」や「、自動車税種別割」に於ける。

第五十七号様式の五の四中「第37条の3」や「第37条」及び「自動車税中古商品車減免申請書」や「自動車税種別割中古商品車減免申請書」及び「第53条の5第2項」や「第60条の17第2項」及び「自動車税の」や「自動車税種別割の」及び「自動車税に」や「自動車税種別割に」に於ける。

第五十七号様式の五の五中「第37条の3」や「第37条」及び「自動車税通学用バス減免申請書」や「自動車税種別割通学用バス減免申請書」及び「第53条の6第2項」や「第60条の18第2項」及び「自動車税の」や「自動車税種別割の」に於ける。

第五十七号様式の六中「第37条の3」や「第37条」及び「自動車税賦課決定通知書」や「自動車税種別割賦課決定通知書」及び「145条」や「第146条」及び「第52条」や「第53条」に於ける。

第五十七号様式の七中「第37条の3」や「第37条」及び「自動車税減免取消通知書」や「自動車税種別割減免取消通知書」及び「自動車税の」や「自動車税種別割の」に於ける。

第五十七号様式の八及び第五十七号様式の九を次のように改める。

第57号様式の8（第37条の2関係）

| |
|-------------|
| 納 税 済 |
| (領 取 年 月 日) |
| (領 取 者 名) |

第57号様式の9（第38条の7関係）

自動車税環境性能割の交付に係る資料報告書

大分県知事 殿

第 年 月 日 号

市 町 村 長

下記のとおり報告します。

記

| | | | | |
|-------|------------------|---------------------------|------------------|--------------|
| 道路の延長 | 路面幅員4.5メートル以上の道路 | 路面幅員4.5メートル未満の道路 | 木 橋 | 橋りよう（木橋を除く。） |
| | メートル | メートル | メートル | メートル |
| 道路の面積 | 路面幅員6.5メートル以上の道路 | 路面幅員6.5メートル未満4.5メートル以上の道路 | 路面幅員4.5メートル未満の道路 | 橋 り よ う |
| | 平方メートル | 平方メートル | 平方メートル | 平方メートル |

最近の国勢調査の結果による人口

人

備考

- 注 1 道路の延長は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条に規定する道路台帳に記載されている数値によること。
- 2 道路の面積は、1の道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算出した数値によること。
- 3 1及び2の数値は、当該年度の4月1日現在の数値によること。
- 4 道路には、市町村がその管理について経費を負担しないもの、その他渡船施設、路面幅員が2.5メートル未満である市町村道（橋りようを除く。）等地方税法施行規則第9条の8に規定するものを除くこと。

令和元年九月三十日

大分県報号外（規則）

第五十七号様式の九の二中「第33条」を「第32条のト」に改める。

(大分県会計規則の一部改正)

第二条 大分県会計規則(昭和四十九年大分県規則第十号)の一部を次のように改正する。
第三十三条第一項中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に改める。

第九十九条第一項中「受け入れ」を「受入れ」に改め、同条第二項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 特別法人事業税

七 軽自動車税環境性能割

第二百二十条第一項中「自動車税納税通知書」を「自動車税種別割納税通知書」に改める。

(災害被害者に対する県税の減免等に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 災害被害者に対する県税の減免等に関する条例施行規則(昭和五十二年大分県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。
第三十二条の注3及び付表四中「~~自動車税~~」を「~~自動車税~~」に改める。

(大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則(平成九年大分県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。
第三十八条第三項中「第五十三条の二」を「第六十条の十四」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第四十一条第一項各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第四条第二項第七号」を「第四条第二項第八号」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

第四十六号様式中「~~自動車税又は軽自動車税~~」を「~~自動車税種別割又は軽自動車税種別割~~」に、「~~自動車税(軽自動車税)~~」を「~~自動車税種別割(軽自動車税種別割)~~」に改める。
第四十八号様式中「~~自動車税(軽自動車税)~~」を「~~自動車税種別割(軽自動車税種別割)~~」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成二十八年大分県規則第六十号)の一部を次

のように改正する。

第十四条第二号中「第百二十八条の自動車取得税」を「第百六十七条の自動車税の環境性能割」に改め、同条第三号中「第百六十二条の自動車税」を「第百七十七条の自動車税の種別割」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第一条中第五十五号様式の三及び第五十五号様式の六の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。
(改正前の大分県税条例施行規則等に定める様式による用紙に関する経過措置)
- 次の各号に掲げる規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

- 第一条の規定による改正前の大分県税条例施行規則第四号様式の二(その一)、第四号様式の二(その二)、第五号様式の二、第六号様式の四、第八号様式、第八号様式の二、第十号様式、第十号様式の二、第十二号様式、第十三号様式の二から第十三号様式の四まで、第十六号様式、第十七号様式から第十九号様式まで、第二十号様式、第二十二号様式から第二十三号様式の二の三まで、第二十三号様式の三から第二十三号様式の五まで、第二十六号様式(その一)、第二十六号様式(その二)、第二十八号様式、第二十八号様式の二、第三十一号様式から第三十三号様式まで、第三十四号様式、第三十五号様式から第三十七号様式の二まで、第三十八号様式、第三十九号様式、第四十一号様式、第四十一号様式の二、第四十一号様式の五から第四十一号様式の八まで、第四十二号様式から第四十三号様式の六まで、第四十四号様式から第四十四号様式の十二まで、第四十五号様式の二から第四十六号様式の二まで、第四十七号様式の二、第四十九号様式、第四十九号様式の二、第四十九号様式の四、第五十号様式の三、第五十号様式の四、第五十一号様式の三、第五十一号様式の六、第五十一号様式の六の二、第五十一号様式の六の八、第五十一号様式の六の十、第五十二号様式の二から第五十三号様式まで、第五十三号様式の十、第五十三号様式の十一、第五十五号様式の三、第五十五号様式の六、第五十六号様式から第五十六号様式の五の二まで、第五十六号様式の七、第五十七号様式の四から第五十七号様式の五まで、第五十七号様式の五の三から第五十七号様式の七まで及び第五十七号様式の九の二の規定
- 第三条の規定による改正前の災害被害者に対する県税の減免等に関する条例施行規則別記様式の規定

令和元年九月三十日

三 第四条の規定による改正前の大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則
第四十六号様式及び第四十八号様式の規定

大分県報号外（規則）